

東京第一会計ニュース

2020(令和2)年7月15日発行

No.112
CONTENTS

新型コロナウイルス特集

令和2年度 税制改正

いしづえ



2020 年の雑学セミナー、末広塾、4 月・7 月のゴルフコンペ及びひまわり会の各行事は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とさせていただきました。
また、10 月に予定しておりました末広会総会についても本年は中止とさせていただきます。

新型コロナウイルス特集

(令和2年6月26日現在)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、中小企業の経営にも深刻なダメージを与えています。今回の経済への影響はリーマンショック以上だとも言われています。

日本政府は感染爆発を防ぐために4月7日に緊急事態宣言を発令し、6月12日には第2

次補正予算を組み、対策に乗り出しています。

その内容の一部をご紹介いたします。詳しい内容につきましては担当者にお問い合わせください。

◆持続化給付金

売上が前年同月比50%以上減少した中小企業及び個人事業主に、中小企業には200万円を上限、個人事業主には100万円を上限として給付金を支給する制度です。対象とする月は令和2年の1月から12月までの間で任意の月を選択できます。令和元年に設立された法人など比較対象がなくても特例によって給付を受けることが可能な場合もあります。

給付金額：前事業年度年間事業収入(売上)－
(対象月の月間事業収入×12)

◆家賃支援給付金

令和2年5月から12月において

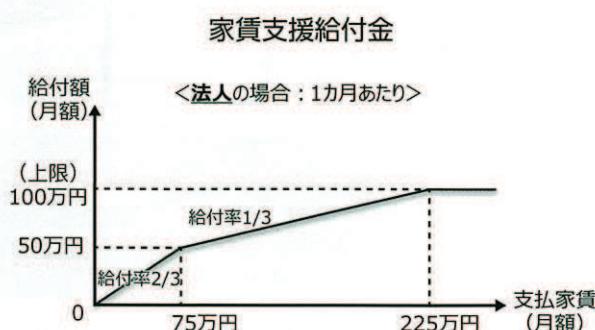
- ① いざれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少

のいざれかに該当する者に、事業者の家賃・地代のうち直近の支払家賃(月額)の3分の2の金額を、法人は月に50万円、個人事業主は月に25万円を上限に6か月分を給付する制度が設けられました。複数店舗を経営する場合や支払家賃が高い場合には特例措置があり上

◆雇用調整助成金

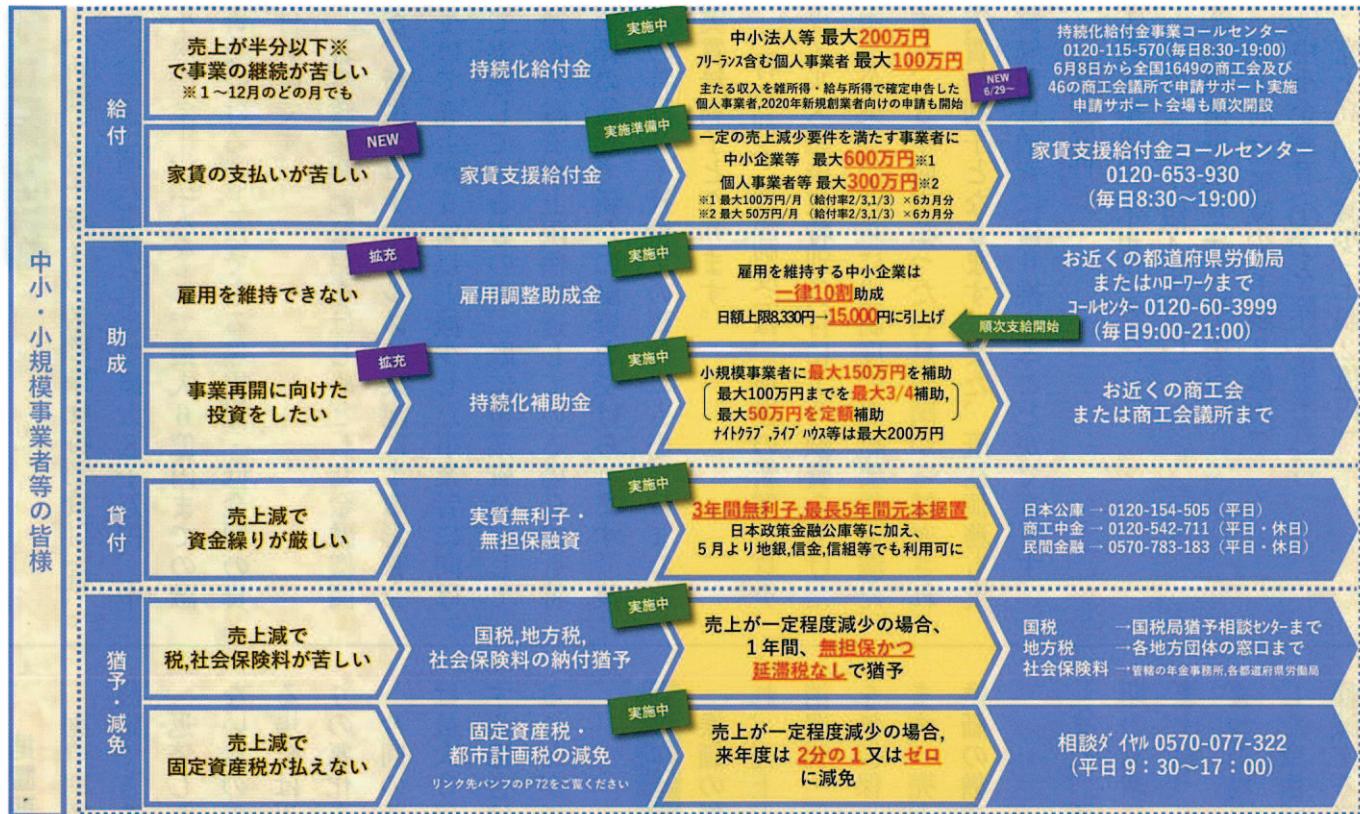
新型コロナウイルスの影響により休業した月(その前月または前々月でも可)の売上が前年同月比5%以上減少した雇用保険適用事業者を対象として、従業員の雇用維持を図るために従業員に支給した休業手当に対する助成金について特例が設けられています。事業を開始して1年未満の場合でも支給対象となる場合があります。第2次補正予算での主な変更点は以下の通りです。

- ① 緊急対応期間 4月1日から9月30日まで
- ② 助成率 中小企業5分の4のところ
解雇を行わない場合10分の10
③ 日額上限 1万5千円



出典：経済産業省

なお、支給申請は1回のみです。限度額までいかなかった時に給付を受けてしまうと、後になつて満額を受給する要件を満たしたとしても再申請は認められません。また、支給を受けた場合には、全額が課税所得となり、所得税・法人税等の課税の対象となりますので注意が必要です。(消費税は不課税)



出典：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

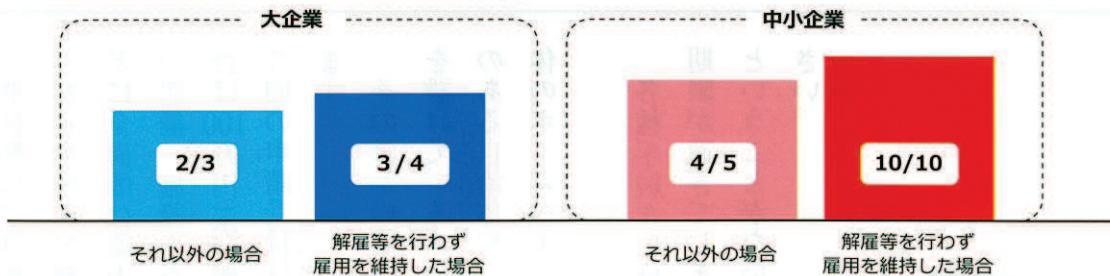
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っており、
1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

（教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。）

助成率

助成率は、企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のように分かれます。（最大10/10）



この特例措置は、**令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）**が対象です。

注意点

●学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となります。

（その場合、**緊急雇用安定助成金**によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。）

緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、**令和2年4月1日から令和2年9月30日まで**の期間内の休業が対象です。

出典：厚生労働省

◆資金繰り支援

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は、国民事業（個人事業など）で最大8千万円、中小事業（中小法人など）で最大6億円までの融資を受けることができる無担保・低金利の貸付制度です。

日本政策金融公庫をはじめとした金融機関が、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて売上が5%以上減少した事業者に向けて実施しているもので、既に事業資金として通常の融資が上限額に達している場合でも特別枠の範囲で新たに融資を受けられます。前述の特別利子補給金の要件にも当てはまる、実質無利子となります。

「特別利子補給制度」は、前述の新型コロナウイルス感染症特別貸付により融資を受けた中小企業等がさらに当制度の受給要件を満たすと、3年間支払った利息が国から補充され実質無利子となります。また、既往債務も実質無利息融資に借り換えることができます。

受給要件

- ①個人事業主（小規模のみ）..
要件なし（上限4千万円）
- ②小規模事業者（法人事業者）..
売上高15%減少（上限2億円）
- ③中小企業者（①②を除く事業者）..
売上高20%減少（上限2億円）

据置期間

据置期間とは借入等を利用する際に任意で設定できる元本返済の猶予期間のことです。

返済しなくてはならない元金総額は変わらないものの、既に利用している融資などがある場合は返済のタイミングを調整し、資金繰りの悪化を防ぐことが出来ます。

今回の新型コロナウイルス感染症特別貸付は最大3年間まで、特別利子補給制度に該当する場合は最大5年間まで据置期間を申請することができます。

◆国税、地方税、社会保険料の特例猶予

換価の猶予及び納税の猶予の要件が緩和され、売上が一定程度減少した場合、法人税・

消費税・所得税等の税金や社会保険料の納付を無担保・延滞税無しで猶予することができます。売上要件に当てはまらなくても通常の換価の猶予を申請することができます。

国とは別に各自治体も独自の支援策を打ち出しています。

東京都は、対象業種は限られていますが都の要請や協力依頼に応じて施設の使用停止などに全面的に協力した中小の事業者に対し、一店舗・施設あたり50万円（2か所以上の場合は100万円）の協力金を支給しています。第2回の申請受付は7月17日までとなっています。

そのほかの県・区市町村でも独自の支援策を設けている自治体もありますので、事業所のある自治体や、お住まいになつている自治体のホームページを一度ご確認ください。

各種手続きには期限が設けられています。期限が過ぎてしまつて受けることができないということがないように、事前にご確認ください。

◆各自治体の支援策

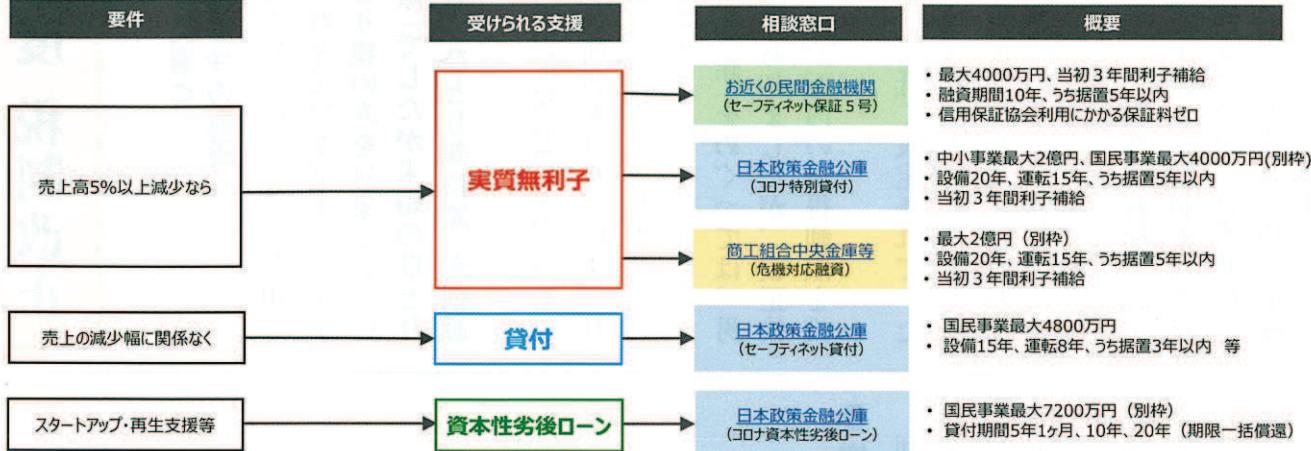


中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（6/15時点）

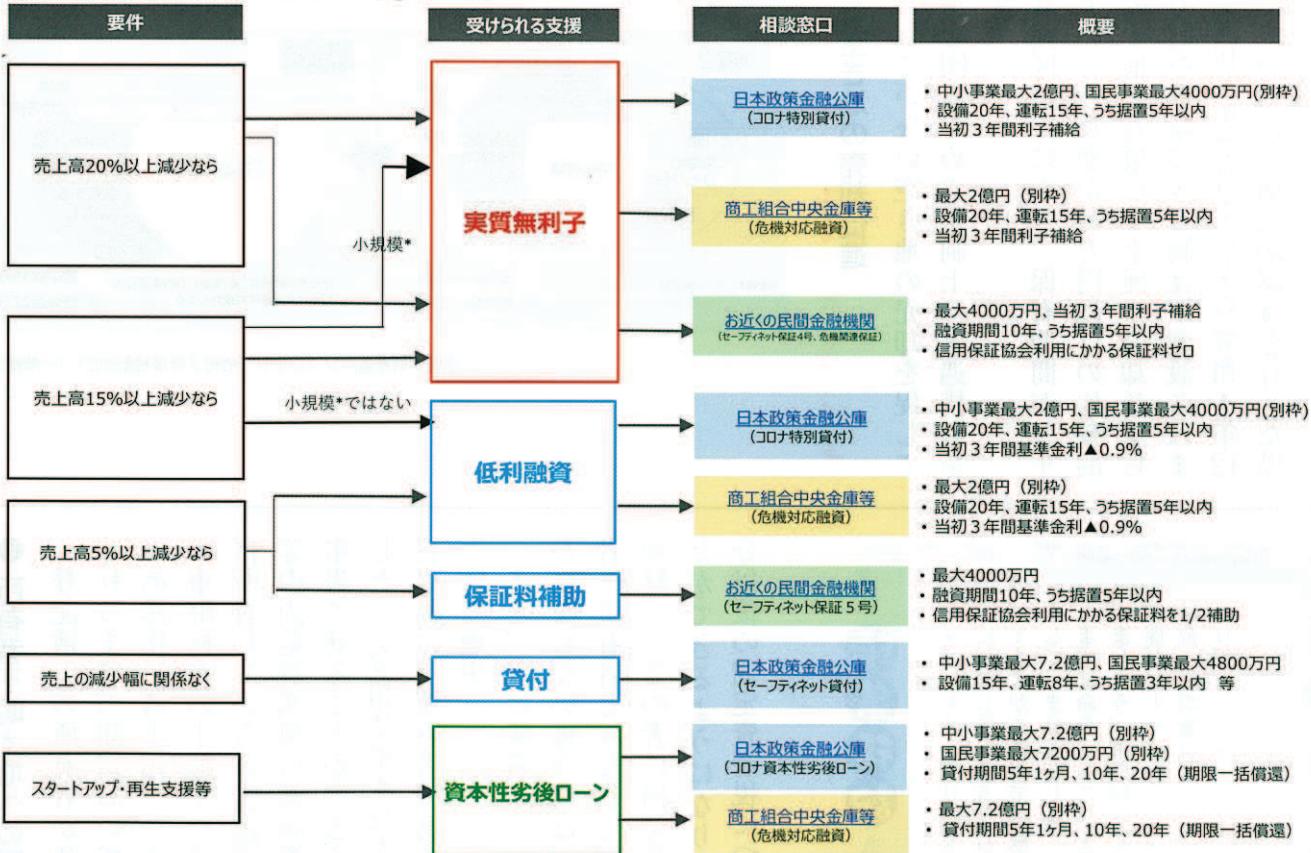


※ 見やすさの観点から簡略化していますので、詳しい情報は[支援策パンフレット](#)でご確認ください。

①個人事業主向け（小規模に限る）



②小・中規模企業者向け（①以外）



企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

<※小規模の要件>
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

<創業1年1か月以上>
最近1ヶ月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど>

- 以下のいずれかで比較 ※業歴3ヶ月以上に限る
- 最近1ヶ月の売上高と過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高の比較
 - 最近1ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
 - 最近1ヶ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロト
スター株式会社運
営する
StartupListに株
式会社INOが寄
稿した記事を参考
にして作成しました。

令和2年度 税制改正

●未婚のひとり親支援と

寡婦(夫)控除の見直し

今回の改正では未婚のひとり親の負担を軽減するため、これまで配偶者と死別または離婚したひとり親のみを対象としていた「寡婦(夫)控除」でしたが未婚のひとり親にも適用される「ひとり親控除」が創設されました。

所得が500万円以下(年収約678万円)の未婚のひとり親を対象に所得税は35万円を、住民税は30万円を課税所得から差し引くことで税負担を軽減します。

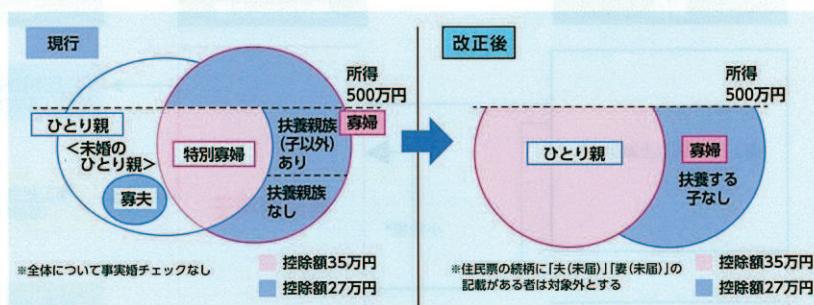
また、「寡婦(夫)控除」をめぐっては、男性にのみ所得制限がありました。改正後は性別にかかわらず500万円の所得制限を設けました。

さらに、女性よりも低く設定されていた男性のひとり親の控除額を所得税は27万円から35万円に、住民税は26万円から30万円へと女性と同額まで引き上げられました。
なお、「ひとり親控除」、「寡婦(夫)控除」のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載がある場合には、これらの控除は適用されません。(令和2年分以後の個人住民税について適用)

増える空き地の売却促進

利用されていない空き地の売却を促して有効活用を図るための税制上の優遇措置を講じます。

都市計画区域内にあり、保有期間が5年を超えていて売却額が500万円以下の比較的低価格の土地を対象に、土地の売却益から最大100万円を控除できる制度が創設されました。(令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、個人が譲渡を行った場合に適用)



出典：財務省パンフレット「令和2年度税制改正」(一部修正)

●所有者不明土地への課税

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、納税義務者特定の迅速化・適正化のため、市町村長は、その市町村内の土地または家屋について、現に所有している者(相続人等)に氏名・住所等の固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる制度が創設されました。(令和2年4月1日以後の条例施行日以後に現所有者であることを知った者について適用)

また、現に所有している者が一人も明らかにならない場合には、その土地等の使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課税することができるようになります。(令和3年度分以後の固定資産税について適用)

編集後記

ダイヤモンドプリンセス号が2月3日に横浜に帰港してから5か月あまり。新型コロナウイルスがここまで猛威を振るうとは全く予想していませんでした。

まずは命を守ることを最優先に行動しているべきでしょう。事業経営については資金繰りの確保が最大の課題となると思います。各種給付金・対策融資を併用しながら、この時期を乗り越えていきましょう。

(編集部)